



# SMTB年金ニュース



(平成25年1月9日)

⇒ (平成25年7月11日修正)

三井住友信託銀行 年金信託部

## 【厚生年金基金／確定給付企業年金】

### 年金確保支援法の施行（企業年金連合会への業務委託）に伴う規約変更手続き等について

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第93号）が施行され、企業年金連合会に業務委託を行うことで住民基本台帳ネットワークの情報を取得することが可能となりました。業務委託を行う場合には、企業年金連合会との契約締結及び規約変更等が必要となります。

（規約変更につきましては、規約の規定内容によっては不要になるケースもあります。なお、確定拠出年金（DC）につきましては、規約変更は不要です。）

今般、本件に関しまして厚生労働省に以下の内容を確認しましたので、ご案内いたします。なお、実務運営上の取り扱いにつきまして、弊社幹事のお客様におかれましては、詳細が確定次第、弊社より改めてご案内いたします。

- 対象  
住民基本台帳ネットワークの情報取得に関し、企業年金連合会に業務委託を行うお客様
  - 規約変更時期  
企業年金連合会との業務委託契約締結日までの日
  - 規約変更に係る基金内・社内手続※⇒内容を修正しております。  
厚年基金・基金型DB：代議員会の議決（急施を要する場合は理事長専決も可）。  
規約型DB：労働組合・被保険者等の同意は不要（法改正に伴うもの業務の委託に関するもの）。ただし、現況届に関する規定の変更は、労働組合・被保険者等の同意が必要。
- ※. あわせて、企業年金連合会との契約締結に関する手続きが必要となります。
- 規約変更に係る行政手続⇒内容を修正しております。  
厚年基金：認可申請（数理関係書類の添付は不要）。  
規約変更にあわせて、「厚生年金基金業務委託（変更）届」の届出が必要。  
DB：届出不要（法改正に伴うもの業務の委託に関するもの）。ただし、現況届に関する規定の変更は、認可申請・承認申請。（規約型DB：労使合意に至るまでの経緯の添付は不要。）

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが下記担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

担当部署：三井住友信託銀行株式会社 年金信託部  
電話番号：03-6256-3825

規約変更例及び厚生年金基金の業務委託届例につきましては、添付資料をご参照ください。  
なお、本件につきましては、本日付で厚生労働省から地方厚生（支）局へ[事務連絡](#)が発出  
されております。

以 上

【ご参考：関係法令】

【厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）】

（基金の業務）

第百三十条（略）

2～4（略）

5 基金は、その業務（加入員又は加入員であつた者に年金たる給付又は一時金たる給付の支給を行うために必要となるその者に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）の一部を、政令で定めるところにより、信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限る。以下同じ。）、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会（全国を地区とし、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。以下同じ。）、企業年金連合会その他の法人に委託することができる。

【確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）】

（業務の委託）

第九十三条 事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給及び掛金の額の計算に関する業務その他の業務（給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析を含む。）を、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、連合会その他の法人に委託することができる。

【住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）】

（都道府県知事の事務）

第三十条の七（略）

2（略）

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

4～10（略）

別表第一（第三十条の七関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
七十七の二 企業年金連合会	厚生年金保険法による同法第百五十九条第一項若しくは第二項の規定による年金である給付若しくは一時金の支給又は同条第六項の規定による同法第百三十条第五項の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七の三 企業年金連合会	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）による同法第九十三条の二第一項各号若しくは第二項第一号若しくは第二号に掲げる業務として行う年金である給付若しくは一時金の支給又は同項第三号に掲げる業務として行う同法第九十三条の情報の収集、整理若しくは分析に関する事務であつて総務省令で定めるもの